

かながわ労働センター夜間オンライン労働相談 運用方針

神奈川県かながわ労働センター（以下、「当センター」といいます。）では、相談の利便性のさらなる向上を図るため、「夜間オンライン労働相談」を実施します。

当センターが実施する夜間オンライン労働相談は、次の方針で運用しますので、ご利用にあたっては、本運用方針への同意が必要となります。

なお、本「夜間オンライン労働相談運用方針 2 利用規約（2）」及び「オンライン労働相談運用方針 4 利用規約（5）」により利用を申し込んだ場合は、本運用方針に同意したものとみなします。

1 目的および適用

(1) 本運用方針は、夜間オンライン労働相談提供条件及び夜間オンライン労働相談の利用に関する当センターと利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、当センターと利用者との間の夜間オンライン労働相談の利用に関わる一切の行為に適用されます。

(2) 本運用方針に定めのないことについては、オンライン労働相談運用方針の定めるところに準拠します。

2 利用規約

(1) 相談日時

原則として、以下の各号のとおり実施します。

ア 令和6年10月1日から11月26日までの火曜日に実施します。

イ 実施日の 17時半から19時半までに設定された相談予約枠ごとに、1回50分間、1人あたり1日1回を限度とします。

(2) 利用申込み等

利用者は、以下の各号にそって利用申込み等の手続きをしてください。

ア 原則として、1 開庁日前の8時半までに夜間オンライン労働相談予約サイトで予約を完了した方が利用できます。予約申込みの際に、次の事項の入力が必要です。

(ア) 氏名

(イ) 氏名（フリガナ）

(ウ) 電話番号

(エ) 在住地

(オ) 事業所の所在地

(カ) 相談項目

(キ) 相談内容

ウ 相談予約日の当日12時までに、Web 面談情報通知（オンライン労働相談情報通知）を夜間オンライン労働相談予約サイトで入力していただいたアドレスに送信します。メールに記載の予約内容照会URLにアクセスいただき、予約詳細の伝達事項欄に夜間オンライン労働相談用のURL等の記載があることを確認してください。

(3) 本運用方針の変更

当センターは、当センターが必要と認めた場合には、本運用方針を変更できるものとします。本運用方針を変更する場合、変更後の本運用方針の施行時期及び内容を当Webサイト上での掲示その他適切な方法により周知します。変更後に、「2 利用規約（2）」により夜間オンライン労働相談の利用を申し込んだ場合は、利用者は当該変更について同意したものとみなします。

3 お問い合わせ

神奈川県かながわ労働センター

電話番号 045-633-6110(代)

なお、電話によるお問合せにつきましては、土曜・日曜・祝日・年末年始を除いた8時30分から12時、13時から17時15分までの間にお願いします。

附則

本運用方針は令和6年9月1日から施行するものとします。